

石川県公報

令和2年8月18日

第13332号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
公告		○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同) 2
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	1	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同)	3
○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2	○第49回採石業務管理者試験公告 (河川課)	3

公告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年8月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス中林店
野々市市中林土地区画整理事業 第64街区・第65街区
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年4月6日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,523平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 60台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 35平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 11.461立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時45分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

令和2年8月5日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和2年8月18日から同年12月18日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和2年12月18日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を令和2年8月19日から同年9月16日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

令和2年8月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
志賀町土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	志賀町農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年8月19日から同年9月16日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年8月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
熊坂地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	加賀市経済環境部 農林水産課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和2年8月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （耕作放棄地防止型）	倉見地区	令和2年7月31日
県営ほ場整備事業 （経営体育成型）	飯川地区	令和2年8月6日

第49回採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階 801会議室

3 出願に関する書類の受付期間

令和2年9月1日（火）から同月30日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

